



令和6年12月19日

○独立行政法人都市再生機構が発行する 「サステナビリティボンド」への投資について

陸前高田市では、このたび、独立行政法人都市再生機構（以下、「同機構」という）が発行するサステナビリティボンド（第200回都市再生債券、以下「本債券」という）への投資を決定しましたので、お知らせします。

「サステナビリティボンド」とは、調達資金の使途が、(1) 環境的便益事業（環境改善効果を有する事業）及び(2) 社会的便益事業（社会的課題の解決に資する事業）の双方を有する債券です。

同機構は、我が国が抱える、「人口構造・世帯構成の変化、国民の生活環境の変化等に伴う都市が抱える課題やニーズの多様化」や、「激甚化・頻発化する災害への対応の必要性」という社会的課題を解決し、持続可能な社会の実現に貢献することを基本姿勢としている独立行政法人です。2024年7月に同機構は、本債券を発行するための枠組みであるサステナビリティ・ファイナンス・フレームワークについて、複数の基準^{注1})に適合する旨、株式会社格付投資情報センター（R&I）からセカンドオピニオンを取得しました。本件は、同機構が地球温暖化対策を一層推進するため、2023年3月に策定したサステナビリティ・ファイナンスフレームワークに、不動産環境認証を追加する等の改定を行ったものです。

本債券の発行による資金調達は、同機構が実施するグリーンプロジェクトの財源として活用され、我が国が抱える社会的課題及び環境課題の解決、また国連の持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献します。

（注1）国際資本市場協会（ICMA）の「グリーンボンド原則2021」、「ソーシャルボンド原則2023」及び「サステナビリティボンド・ガイドライン2021」、ローンマーケットアソシエーション（LMA）の「グリーンローン原則2023」及び「ソーシャルローン原則2023」、環境省の「グリーンボンドガイドライン（2022年版）」及び「グリーンローンガイドライン（2022年版）」並びに金融庁の「ソーシャルボンドガイドライン（2021年版）」

〈本債券の概要〉

銘柄	第200回都市再生機構債券
年限	5年
発行額	100億円
発行日	令和6年12月19日

担当 総務部財政課・会計課
TEL 0192(54)2111（内線332・221）
mail zaisei@city.rikuzentakata.iwate.jp
kaikai@city.rikuzentakata.iwate.jp

